

3 地域における支援の充実

高齢者が尊厳を保ち安心・安全に暮らせるよう、高齢者の生活を地域で支える仕組みや基盤の整備を促進します。

(1) 市町における包括的な支援体制整備への支援

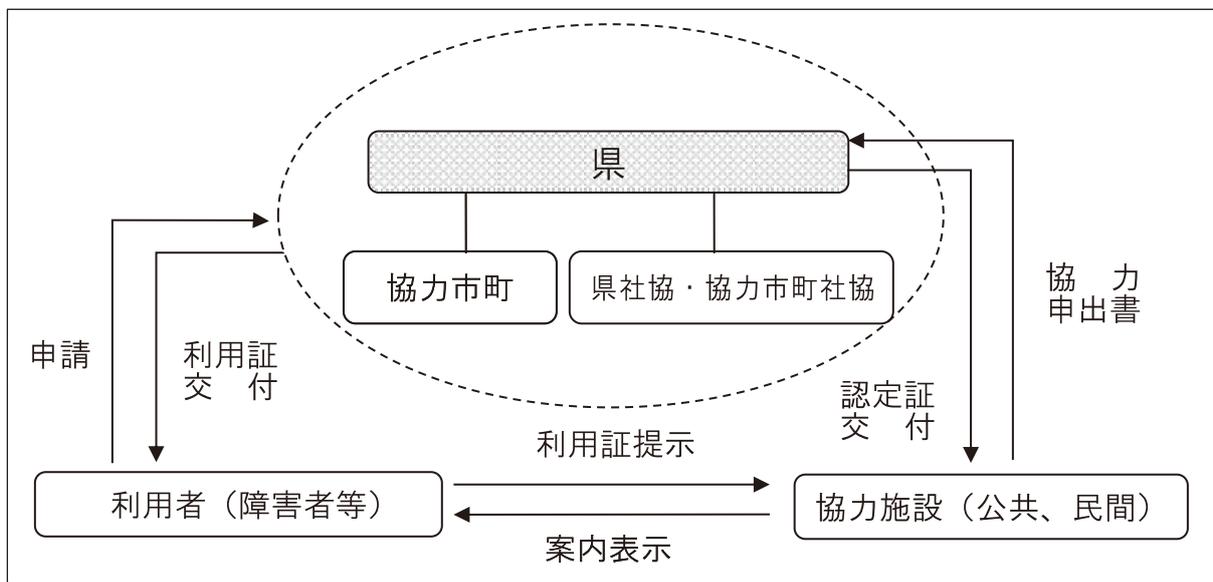
地域共生社会の実現に向けて、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、市町における包括的な支援体制整備への支援に努めます。

(2) 地域での生活を支える基盤づくり

ア 福祉のまちづくりの推進

- 高齢者、障害者等が自らの意思で自由に行動し、平等に社会参加できる「福祉のまちづくり」を一層促進するため、ユニバーサルデザインについて普及啓発や県民意識の高揚に努めるとともに、すべての人々の利用に配慮した建築物や歩行空間、交通システム、公園、住宅等の整備を促進します。
- 「山口県福祉のまちづくり条例」等に基づき、高齢者、障害者等に配慮した公共的施設の整備を促進します。
また、「やまぐち安心おでかけ福祉マップ」等により、高齢者、障害者等が利用しやすい公共的施設の情報を提供します。
- 公共施設や店舗などの身障者用駐車場の適正利用を図るため、市町や関係団体、民間企業等の協力を得ながら、「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の一層の普及・定着を推進します。

【図3- I -2-6】 やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度の概要



〔数値目標7〕福祉のまちづくり推進

指 標	平成28年度 (2016)	平成32年度(目標値) (2020)
公共的施設の適合証交付件数(累計)	586件	726件

(注)「山口県福祉のまちづくり条例」に基づく適合証は、病院、ホテル等の公共的施設のうち、高齢者や障害者等の利用に配慮した構造等基準に適合したものとして県が交付。

- 高齢者の移動手段を確保するため、買い物や通院など、日常生活に必要なバス路線の確保・充実を図るとともに、福祉バスの運行やバス・タクシー等への乗車に対する助成など、市町による移動手段の確保を促進します。
- また、高齢者の移動の利便性の向上を図るため、ノンステップバスの導入や、地域の実情に応じたデマンド型乗合タクシー等の導入を促進します。

〔数値目標3(再掲)〕デマンド型乗合タクシー等運行

指 標	平成29年度 (2017)	平成32年度(目標値) (2020)
デマンド型乗合タクシー等導入数(累計)	42箇所	48箇所

イ 高齢者の安心・安全対策の推進

- 住宅火災による死亡者数のうち高齢者が占める割合が高く、高齢者に対する火災予防の周知が重要であるため、県住宅防火対策推進協議会を中心として、引き続き高齢者を重点として注意喚起を行います。
特に、逃げ遅れによる被害を防止するため、重点的に、住宅用火災警報器の設置や適切な維持管理の啓発等を促進します。
- 交通事故死者に占める高齢者の割合が約6割と、依然高水準で推移している現状を踏まえ、高齢者自身の交通安全意識の高揚や、運転者等の高齢者に対する保護意識の醸成を図るなど、関係機関・団体等と連携した各種の交通安全対策を推進します。
- 運転免許人口に占める高齢者の割合が増加していることから、高齢者の事故防止につながるよう、高齢ドライバーが運転免許を自主的に返納しやすい環境づくりを推進します。
- 高齢者を振り込め詐欺等の犯罪から守り、地域で安心・安全に暮らしていくことができるよう、各種ネットワークを通じて情報提供を行うとともに、高齢者宅を個別に訪問して防犯・交通安全に係る指導や高齢者に必要な情報提供等を行います。
- 高齢者等が安全かつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、安全・安心な歩行空間が確保された道路交通環境の整備を推進します。

(3) 高齢者虐待の防止及び権利擁護の推進

高齢者が尊厳を保ち安心して暮らすことができるよう、虐待防止ネットワークの強化や成年後見制度の普及など、高齢者虐待の防止や権利擁護に向けた取組を総合的に推進します。

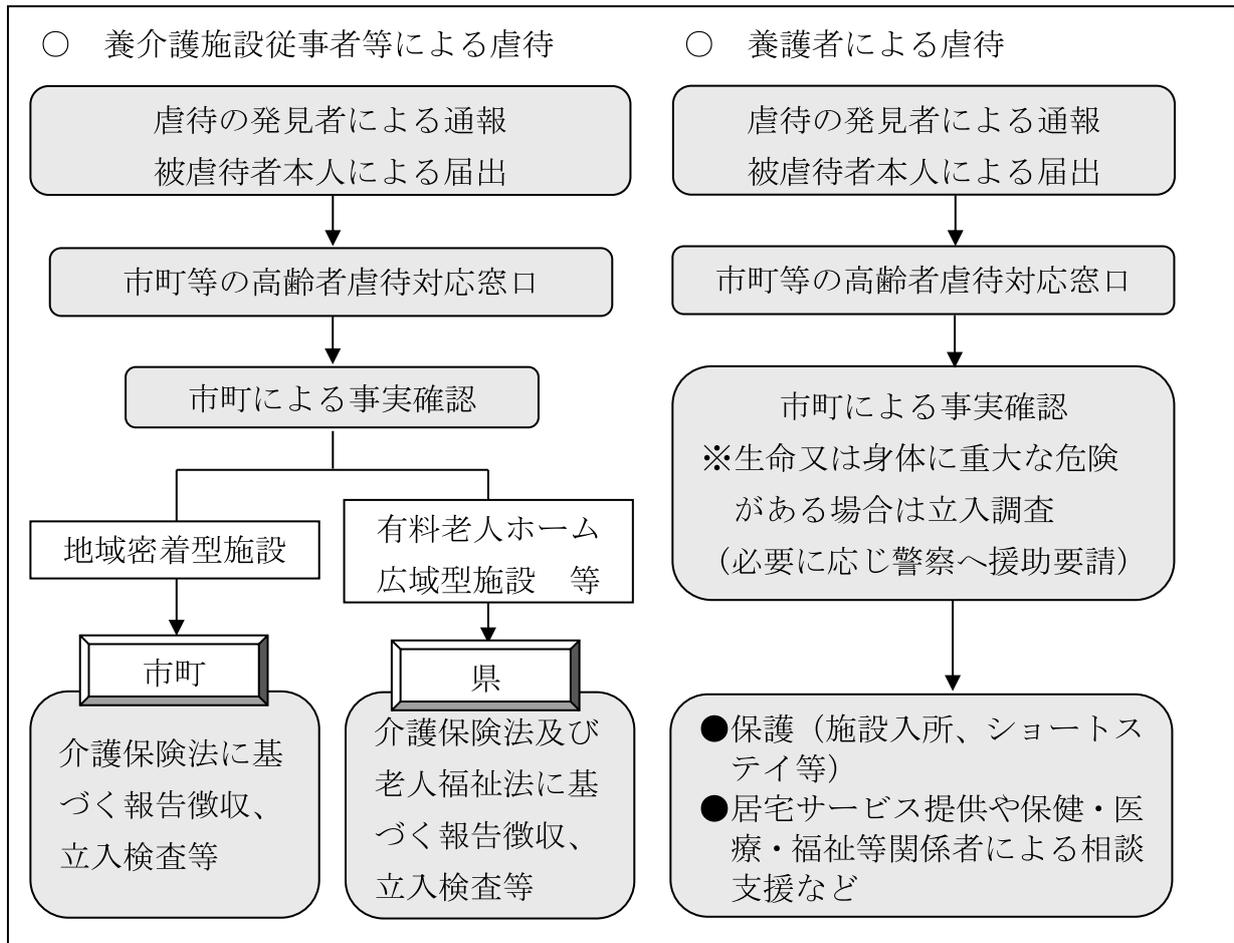
ア 高齢者虐待の防止対策の推進

- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の普及啓発や虐待通報・相談窓口の周知を行い、県民の理解と協力による高齢者虐待防止を推進します。
- 地域包括支援センターを中心とした、保健・医療・福祉をはじめ、消費生活、権利擁護、警察等関係機関との連携による虐待防止ネットワークの強化に向けた市町の取組を支援します。
- 高齢者虐待をより早く的確に発見し、関係者の知識や援助技術、多職種連携による適切な対応や支援が展開できるよう、地域包括支援センター等に対する専門的な業務相談体制の確保に係る助言や研修等を実施します。
- 高齢者虐待の防止と家族介護者への支援の観点に立って、「福祉の輪づくり運動」等と連携した家族介護者を見守り支える地域づくりを支援します。
- 介護保険施設等に対しては、高齢者虐待の防止、身体的拘束の原則禁止等の観点から、虐待や身体的拘束についての理解促進や、虐待防止の取組についての指導等を行い、施設における高齢者の尊厳の保持に努めます。

【表3- I -2-6】 高齢者に係る虐待件数

区 分	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)
養護者による虐待	164件	158件	137件	114件	96件
養介護施設従事者による虐待	1件	0件	0件	2件	4件

【図3- I -2-7】虐待に気づいた場合の対応



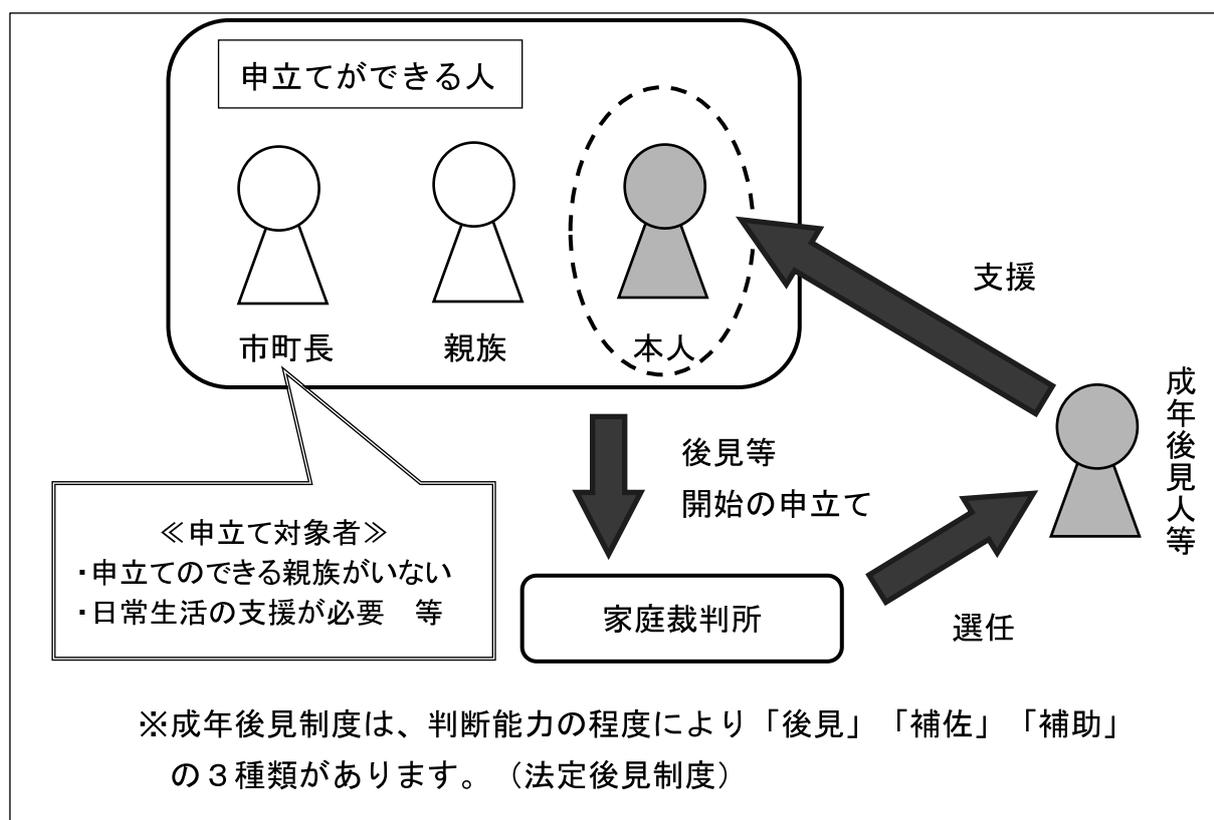
イ 高齢者の権利擁護の推進

- 判断能力が十分でない高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会における地域福祉権利擁護事業の一層の推進に向けた取組を支援します。
- 成年後見制度利用促進法に基づき、成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知啓発に努めるとともに、地域の特性に応じた自主的・主体的な市町の取組を支援します。
- 支援を必要とする方の意思を尊重し、心身や生活状況等に応じた適切な援助が実施できるよう、市町における関係機関と連携した地域連携ネットワーク体制の構築を促進します。
- 親族や専門家による成年後見を受けることができない人も必要な後見が受けられるよう、社会福祉法人等による法人後見の取組や市町による市民後見人の育成等の取組を支援します。

【表3- I -2-7】地域福祉権利擁護事業の実施状況

区 分	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
新規契約締結件数	199件	245件	188件

【図3- I -2-8】 成年後見制度の概要



〔数値目標8〕 権利擁護の推進

指 標	平成28年度 (2016)	平成32年度(目標値) (2020)
成年後見制度による申立件数	440件	523件

(4) 災害時における要配慮者への支援

- 平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災において、多くの高齢者が犠牲となったことを踏まえ、「避難行動要支援者名簿」を活用した実効性の高い避難支援が円滑に行われるよう、県の「要配慮者マニュアル策定ガイドライン」に基づき、市町の「要配慮者マニュアル」及び「避難行動要支援者名簿」、「個別計画」の作成等に、必要な助言指導を行い、災害時に特に配慮が必要となる高齢者等への支援に努めます。
- 災害時に避難支援等の実施に携わる、地域の自主防災組織の育成に取り組むとともに、策定したマニュアルや個別計画等の実効性を高めるため、避難訓練等を実施する市町等の支援に努めます。